

道の駅「とくのしま」出荷規程

(趣旨)

第1条 道の駅「とくのしま」出荷規程（以下「規程」という。）は、道の駅「とくのしま」（以下「道の駅」という。）へ地域の特色を活かした農林水産物や加工品、商業者が製造する商品等（以下「生産物等」という。）を出荷する者（以下「出荷者」という。）及び道の駅の指定管理者である一般社団法人とくのしま社中（以下「とくのしま社中」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

(営業時間及び休館日並びに定休日)

第2条 道の駅「とくのしま」及び管理に関する条例施行規則によるものとする。

(出荷者の条件)

第3条 出荷者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 道の駅の出荷会員であること。
- (2) 公序良俗を守り、法令等を遵守できる者であること。
- (3) 道の駅が示す生産履歴の記帳等を着実に履行する者であること。
- (4) 道の駅が開催する研修会に参加する者であること。

(出荷計画と調整)

第4条 出荷者は、毎年、品目別に出荷時期、数量等の生産出荷計画を作成し、初出荷の30日前に道の駅に提出するものとする。

- 2 道の駅は、出荷者から提出された生産出荷計画を調整し、とりまとめる。
- 3 道の駅は、品不足や余剰が起きないように、出荷者と調整を図るものとする。

(販売方法)

第5条 道の駅による委託販売とし、余剰品は、原則として生産者が引き取るものとする。

- 2 道の駅と栽培契約等を結んだ生産者及び品目は、買取販売とすることができる。

(販売品目)

第6条 道の駅での販売品目は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 適正な品質と安全性を備えた農林水産物又は加工品、工芸品とし、粗悪品等は不可とする。
- (2) 自ら生産する農産物又は自ら加工・製造する加工品や工芸品とし、仕入品は不可とする。
- (3) 市場規格に満たない農産物も出荷対象とするが、割れや大きな傷、異常に変形したものは対象外とする。なお、品目別の詳細な基準については、道の駅が協議の上、別途定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、道の駅が販売に適さないと判断したものは出荷者と協議し、販売を中止または停止することができる。

(販売価格)

第7条 生産物等の販売価格は、原則として近隣販売所、量販店等の小売価格を参考に設定するものとする。

- 2 生産物等の販売価格は、10円以上の単位で設定する。
- 3 生産物等の最低販売価格は、100円（消費税含む）以上とする。
- 4 出荷者が販売価格を自由に設定するものとするが、他の類似品との価格に著しく均衡を欠く場合、道の駅は価格の是正を指示、商品を撤去することができるものとする。

(販売手数料)

第8条 委託販売の販売手数料率は、次のとおりとする。

- (1) 農産物 販売価格の 15%～30%以内
- (2) 加工食品 販売価格の 15%～30%以内
- (3) 工芸品 販売価格の 20%～35%以内

※冷蔵・冷凍を必要とする商品は、別途5%の手数料率を徴収するものとする。

- 2 出荷者の居住地にかかわらず、同じ手数料率とする。

(納品・陳列)

第9条 出荷者が自ら、道の駅に持ち込むものとする。

- 2 納品時間は、原則として開店前後30分以内とする。ただし、販売状況等を踏まえ、随時追加の納品ができるものとする。
- 3 出荷者が自ら価格を決定し、バーコード・ラベルを打ち出し、商品に貼り付け、陳列するものとする。
- 4 陳列方法は商品別とし、道の駅の指示により、適切な場所に陳列するものとする。
- 5 余剰品の引き取り時間は、原則として閉店前後30分以内とする。

(代金精算)

第10条 道の駅は月末締め、翌月10日払いを原則として、清算代金を各出荷者の口座に払い込むものとする。

- 2 代金精算において道の駅は、販売代金から次に掲げるものを控除する。
 - (1) 第8条に掲げる販売手数料
 - (2) バーコード・ラベル代金（レジを通過した商品を対象に1枚1円）
 - (3) 振込手数料

(情報提供)

第11条 道の駅は、POSシステムの運用により販売情報の管理を行い、出荷者別、品目別の販売情報を各出荷者の携帯電話などにメールで配信する。

- 2 道の駅は、1か月間の累計の売上情報などについても、各出荷者が携帯電話などで把握できるよう情報提供に努める。

(事故、クレーム)

第12条 販売した産物等の事故及びクレーム対応は、次のとおりとする。

- (1) 購入者からのクレームについては、道の駅が対応することを原則とする。ただし、出荷者に明らかな原因がある場合には、道の駅は当該出荷会員に再発防止を求めるものとする。
- (2) 販売品の事故等により、費用請求があった場合は、道の駅は出荷者と協議し、速やかに対応するものとする。ただし、明らかに出荷者に事故原因があると判断される場合は、当該出荷者にその負担を求めることができる。

(荷姿)

第13条 出荷者は、常に消費者の立場に立って考え、買いやすい荷姿に努めるものとし、商品については衛生的に取り扱うこととする。また、荷姿については、傷まないよう個々で工夫し、陳列する時は他の出荷者の商品を押しのけるなどして置かないよう、お互いにマナーを守ることとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、とくのしま社中が協議により定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この規程の改正は、とくのしま社中、徳之島町の協議により行う。